

# 新潟県中学校体育連盟専門部規程

**第1条** 新潟県中学校体育連盟の事業を円滑に実施するため、新潟県中学校体育連盟規約第6条により次の専門部を置く。

- |            |           |             |
|------------|-----------|-------------|
| 1 陸上競技部    | 2 水泳競技部   | 3 バスケットボール部 |
| 4 サッカー部    | 5 ハンドボール部 | 6 軟式野球部     |
| 7 体操競技部    | 8 新体操部    | 9 バレーボール部   |
| 10 ソフトテニス部 | 11 卓球部    | 12 バドミントン部  |
| 13 ソフトボール部 | 14 柔道部    | 15 剣道部      |
| 16 相撲部     | 17 スキー部   | 18 研修部      |

**第2条** 専門部は、次の事業を立案し、代議員会の議決に基づきその実施または運営に協力する。

- 1 県中学校の体育大会に関すること。
- 2 学校体育の研究と普及発達に関すること。
- 3 ブロック大会及び全国大会に関すること。

**第3条** 専門部に次の役員を置く。その任期は2ケ年とし再任を妨げない。

部長 1名 副部長 4名 部員 若干名 幹事 若干名

**第4条** 部長、副部長は、地区中学校体育連盟専門部代表の中から会長が代議員会の議決により委嘱する。

**第5条** 部員は、各地区中学校体育連盟会長が推薦し、会長が委嘱する。

**第6条** 幹事は、部長が推薦し、会長が委嘱する。

**第7条** 体育大会以外に実施する事業は、審判講習会や指導者講習会など、顧問、指導者を対象としたものとし、生徒対象の競技力向上を目的とした事業は実施しない。

- 1 事業計画は、スポーツ団体、事業の開催市町村などと協議して立案すること。
- 2 期日は、週休日の半日程度とする。

**第8条** 専門部は事業を実施したならば、10日以内に会長に実施の経過と結果について報告するものとする。

## 付 則

- 1 この規程の変更は、代議員会の議決による。
- 2 本規程は、昭和36年11月29日から施行する。  
昭和53年12月14日 一部改訂  
昭和54年12月14日 一部改訂  
平成4年5月25日 一部改訂  
平成22年12月3日 一部改訂  
令和4年12月1日 一部改訂